1．必要書類（各資金共通（創業支援資金（創業前から創業後1年未満を除く））

申込予定の融資資金名	個人	法人	必要書類	備考
創業支援資金（創業前から創業後1年未満）を除く すべての融資資金	○	―	最新の法人税確定申告書及び決算書	書類一式をご提出ください。
	○	―	令和7年分の所得税確定申告書	書類一式をご提出ください。
	―	○	法人税の納税証明書	税務署で取得してください（課税額が0円の場合も必要、領収書は不可）。 最新の確定申告分と一致する決算期のものをご提出ください。
	○	―	令和7年分の所得税の納税証明書	税務署で取得してください（課税額が0円の場合も必要、領収書は不可）。
	―	○	法人都民税の納税証明書	都税事務所で取得してください（課税額が0円の場合も必要、領収書は不可）。 最新の確定申告分と一致する決算期のものをご提出ください。
	○	―	住民税（特別区民税、都民税）の納税証明書または非課税証明書	住所が江東区外、事業所が江東区の場合は江東区の事業所課税（均等割）の納税証明書または非課税証明書も必要。課税額が0円の場合も必要、領収書は不可。
	―	○	商業登記簿謄本（履歴（現在）事項全部証明書）	法務局で取得。
	△	―	住民票の写し	現住所と提出書類（納税証明書等）の住所が一致する場合は不要。

2．必要書類（設備資金を申込む場合）

申込予定の融資資金名	個人	法人	必要書類	備考
設備資金（各融資資金の資金使途設備）	○		見積書	・有効期限内のもの。 ・借受者の会社名、氏名が明記されているもの。 ・見積業者の記名押印のあるもの（スタンプ及び担当者印は不可）または仮契約書などの書類が必要です。 ・パンフレット、商品カタログ、商品ページのスクリーンショット等の資料は見積書として認められません。 ・申込金額は、見積書合計金額の範囲内（代金支払済のものは融資対象外）です。

3．目的別資金、創業関連資金を申込む場合の追加必要書類（法人・個人共通）

申込予定の融資資金名	個人	法人	必要書類	備考
チャレンジサポート資金 DX・生産性向上推進資金 事業承継支援資金 経営改善支援資金	○		事業計画書（各資金様式）	江東区経営相談員の審査を完了している必要があります。 詳細は、融資相談係にご確認ください。
経営改善支援資金	○		売上高または売上総利益が確認できる資料（売上等確認資料）	経営改善支援資金（経営アシスト）計画書に記載した根拠となる資料
借換資金 小規模企業特別資金（小口）借換資金	○		江東区中小企業融資借換依頼書	※他の金融機関借入金を借り換える場合は「借換同意書」も必要
創業支援資金（創業1年から創業後5年未満）	○		創業支援資金ヒアリングシート	江東区経営相談内で経営相談員の確認を終えていることが必要です
			創業時に事業主でない個人であることが確認できる資料	開業届出書、源泉徴収票、所得税の確定申告書等の創業時に事業を営んでいないことが分かる資料をご提出ください。詳細は融資相談係にご確認ください。
創業支援資金（創業前から1年未満）	○		「江東区中小企業融資」創業支援資金（創業後1年未満）連絡票（兼提出書類チェックシート）に記載の必要書類	連絡票（兼提出書類チェックシート）に記載の必要書類を添付してください。 詳細は融資相談係にお問い合わせください。
設備強化資金	○		設備強化資金対象認定書	詳細は融資相談係にお問い合わせください。
			「商店街会長の承認印が押印済みの所定の補助金申請書または認定書」又は「補助金申請書への貸主の押印または貸主発行の過去3か月空き店である証明書」	詳細は融資相談係にお問い合わせください。
環境保全対策資金	○		江東区環境保全対策資金融資あっせん制度利用事前審査結果通知書	環境保全課、温暖化対策課または経済課の認定が必要です
中東情勢特別対策資金	○		江東区「中東情勢対策特別資金」売上高・売上総利益・営業利益　減少申告書	
			上記6の申告書に記載した売上高・売上総利益・営業利益が確認できる資料（売上等確認資料）	◇売上等確認資料の例　月別試算表、売上台帳、損益計算書、法人概況等 （該当する金額部分にマーカーを引くかまたは付箋を貼付してください。）
			江東区「中東情勢対策特別資金」売上高・売上総利益・営業利益　減少申告書にかかる確認書	金融機関が記載し、確認欄に押印があるものが必要です。

4．申込時の状況によって追加で必要になる書類

状況	個人	法人	必要書類	備考
個人の方で、申込書記載の住所と提出書類に記載の住所が一致しない場合	○	―	住民票の写し	申込書記載の住所と一致する最新の住所票の写しを添付してください。
住所が江東区外、主たる事業所が江東区の方	○	―	江東区の事業所課税（均等割）の納税証明書または非課税証明書	
法人成り後1年を経過しないが個人事業主と通算すると1年を経過する場合	―	○	個人事業の廃業届出書	廃業日と法人設立日が同一であること
			法人設立届出書	法人設立届出書の設立の形態が、「1.個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、法人成りが確認できること

5．特定非営利活動法人（NPO法人）が申込む場合

必要書類	個人	法人	備考
事業報告書	―	○	
計算書類	―	○	活動計算書及び貸借対照表
財産目録	―	○	
年間役員名簿	―	○	
社員のうち10人以上の氏名及び住所を記載した書面	―	○	